

第 7 1 号議案

芦屋市霊園使用条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市霊園使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

芦屋市霊園における合葬式墓地の建設等の施設整備に伴い、合葬式墓地の使用等に関し必要な規定を定めるとともに、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市霊園使用条例の一部を改正する条例

芦屋市霊園使用条例（昭和28年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条－第5条）</u></p> <p><u>第2章 一般墓地（第6条－第21条）</u></p> <p><u>第3章 合葬式墓地（第22条－第33条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第34条－第36条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1章 総則</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（設置）</p> <p><u>第1条 墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する墓地として，芦屋市霊園（以下「霊園」という）を設置する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（名称及び位置）</u></p> <p><u>第2条 霊園の名称及び位置は，次のとおりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>芦屋市霊園使用条例</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（設置）</p> <p>第1条 <u>芦屋市朝日ヶ丘町及び劔谷に芦屋市霊園（以下「霊園」という。）を設置する。</u></p>

改正後		改正前				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋市霊園</td> <td>芦屋市朝日ヶ丘町608番, 609番 芦屋市劔谷17番, 30番</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	芦屋市霊園	芦屋市朝日ヶ丘町608番, 609番 芦屋市劔谷17番, 30番		
名称	位置					
芦屋市霊園	芦屋市朝日ヶ丘町608番, 609番 芦屋市劔谷17番, 30番					
<p>(定義)</p>		<p>(定義)</p>				
<p>第3条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>		<p>第1条の2 この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の例による。</p>				
<p>(1) 一般墓地 墳墓（合葬式墓地を除く。）を設置するために区画された土地の1区画をいう。</p>						
<p>(2) 合葬式墓地 多数の焼骨を共同で埋蔵する墳墓として市が設置する施設をいう。</p>						
<p>(施設)</p>						
<p>第4条 霊園に次の施設を設置する。</p>						
<p>(1) 一般墓地</p>						
<p>(2) 合葬式墓地</p>						
		<p>(使用許可等)</p>				
		<p>第2条 霊園を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。</p>				
		<p>2 前項の規定による申請を行うことができる者は、本市に住所を有する個人であつて、祭祀を主宰するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>				
		<p>3 前項に規定するほか、本市又は本市外に住所を有する法人等に対しても市長が必要と認めるときは、使用を許可することができる。</p>				
		<p>4 市の事業により市内既設墓地の移転をしたものについては、この条例による許可を受けたものとみなす。</p>				

改正後	改正前
<p>(霊園使用者選考委員会への諮問)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p><u>第2章 一般墓地</u> (使用許可等)</p> <p><u>第6条</u> 一般墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の規定による申請を行うことができる者は、本市に住所を有する個人であつて、祭祀を主宰するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 前項に規定するほか、本市又は本市外に住所を有する法人等に対しても市長が必要と認めるときは、使用を許可することができる。</p> <p><u>4</u> 市の事業により市内既設墓地の移転をしたものについては、この条例による許可を受けたものとみなす。</p> <p>(使用位置の指定等)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、一般墓地使用許可に際し、その位置を指定するとともに条件を付けることができる。ただし、前条第4項に規定する本市内既設墓地の移転については、市長は、霊園内に特定の地域を設ける。</p> <p>(使用目的)</p> <p><u>第8条</u> 一般墓地は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできない。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> 使用料は、次の区分により定める額とし、使用許可の際に徴収する。</p>	<p>(霊園使用者選考委員会への諮問)</p> <p><u>第2条の2</u> (略)</p> <p>(使用位置の指定等)</p> <p><u>第3条</u> 市長は、<u>霊園</u>使用許可に際し、その位置を指定するとともに条件を付けることができる。ただし、本市内既設墓地の<u>改葬又は移転</u>については、市長は、霊園内に特定の地域を設ける。</p> <p>(使用目的)</p> <p><u>第4条</u> <u>霊園</u>は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできない。ただし、<u>祭祀その他のためにする臨時使用で市長の許可を受けた場合はこの限りでない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第5条</u> 使用料は、次の区分により、許可の際徴収する。</p>

改正後			改正前		
種別	1箇所当たり面積	1平方メートル当たりの金額	種別	1箇所当たり面積	1平方メートル当たりの金額
普通墓地	(略)		普通霊園	(略)	
//					
//					
芝生墓地			芝生霊園		
2 (略)			2 (略)		
3 <u>第6条第2項ただし書及び第3項の規定により，本市外に住所を有する者に使用を許可するときは，前2項の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。</u>			<u>第6条 第2条第2項ただし書及び第3項の規定により，本市外に住所を有する者に使用を許可するときは，前条の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。</u>		
(維持費)			(維持費)		
<u>第10条</u> 使用者は， <u>前条</u> の使用料のほか，霊園の維持管理上必要な経費として，次の区分により <u>定める維持費</u> を納付しなければならない。			<u>第8条</u> 使用者は， <u>第5条及び第6条</u> の使用料のほか，霊園の維持管理上必要な経費として，次の区分により <u>毎年維持費</u> を納付しなければならない。		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
普通墓地	(略)		普通霊園	(略)	
芝生墓地			芝生霊園		
(使用料及び維持費の減免)			(使用料及び維持費の減免)		
<u>第11条</u> (略)			<u>第9条</u> (略)		
(使用料の返還)			(使用料の還付)		
<u>第12条</u> 既納の使用料及び維持費は， <u>返還</u> しない。ただし， <u>一般墓地</u> の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還し			<u>第10条</u> 既納の使用料及び維持費は， <u>還付</u> しない。ただし， <u>霊園</u> の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したと		

改正後	改正前
<p>たときは、<u>第16条</u>の規定に基づく使用許可の取消しによる場合を除き、使用料の7割相当額を<u>返還</u>する。</p> <p>(使用権の継承)</p> <p><u>第13条</u> <u>一般墓地</u>使用の権利は、相続人が承継し、他に譲渡することはできない。ただし、<u>第6条第2項</u>ただし書の規定により権利を得た者から死亡者の相続人又はその親族に譲渡する場合はこの限りでない。</p> <p>(管理上の措置等)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、<u>一般墓地</u>の利用者に対し、使用場所の設備及び維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、<u>一般墓地</u>内の工作物その他の施設について、必要な制限をすることができる。</p> <p>(使用場所の返還)</p> <p><u>第15条</u> 使用の場所の全部又は一部が不用となつたときは、<u>一般墓地</u>の利用者は、自己の費用をもつてその場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p><u>第16条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に<u>一般墓地</u>を使用したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(許可の取消しに伴う返還)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(工作物等の撤去及び復旧)</p> <p><u>第18条</u> 市長は、許可を受けずに<u>一般墓地</u>を使用した者に対し、工作物及び施設の撤去又は復旧を命ずることができる。この場合において、撤去又は復旧を行わないときは、市長においてこ</p>	<p>きは、<u>第14条</u>の規定に基づく使用許可の取消しによる場合を除き、使用料<u>(臨時使用料を含まない。)</u>の7割相当額を<u>還付</u>する。</p> <p>(使用権の継承)</p> <p><u>第11条</u> <u>霊園</u>使用の権利は、相続人が承継し、他に譲渡することはできない。ただし、<u>第2条第2項</u>ただし書の規定により権利を得た者から死亡者の相続人又はその親族に譲渡する場合はこの限りでない。</p> <p>(管理上の措置等)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、<u>霊園</u>の利用者に対し、使用場所の設備及び維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、<u>霊園</u>内の工作物その他の施設について、必要な制限をすることができる。</p> <p>(使用場所の返還)</p> <p><u>第13条</u> 使用の場所の全部又は一部が不用となつたときは、<u>霊園</u>の利用者は、自己の費用をもつてその場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p><u>第14条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に<u>霊園</u>を使用したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(許可の取消しに伴う返還)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(工作物等の撤去及び復旧)</p> <p><u>第16条</u> 市長は、許可を受けずに<u>霊園</u>を使用した者に対し、工作物及び施設の撤去又は復旧を命ずることができる。この場合において、撤去又は復旧を行わないときは、市長においてこれを施</p>

改正後	改正前
<p>れを施行し、その経費を賠償させる。 (使用権の消滅) <u>第19条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>一般墓地</u>の使用権は消滅する。 (1)～(3) (略) (改葬又は移転) <u>第20条</u> (略) (造営・建設場所の使用) <u>第21条</u> (略) <u>第3章 合葬式墓地</u> <u>(合葬式墓地の施設)</u> <u>第22条</u> 合葬式墓地に、合葬室、一時安置室及び記名板を置く。 <u>(使用許可等)</u> <u>第23条</u> 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 (1) <u>本市に住所を有する個人であつて、埋蔵しようとする焼骨を所持している者</u> (2) <u>死亡時に本市に住所を有していた個人の焼骨を所持している者</u> (3) <u>本市に住所を有する個人であつて、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者</u> (4) <u>一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、一般墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者</u> (5) <u>一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同</u></p>	<p>行し、その経費を賠償させる。 (使用権の消滅) <u>第17条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>霊園</u>の使用権は消滅する。 (1)～(3) (略) (改葬又は移転) <u>第18条</u> (略) (造営・建設場所の使用) <u>第19条</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>時に、<u>自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者</u> <u>(一時安置室の使用)</u></p> <p><u>第24条 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者は、前条第1項に規定する申請の際に、一時安置室を使用するか否かを選択するものとする。</u></p> <p><u>2 一時安置室の使用期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間とする。</u></p> <p><u>3 前項の使用期間を経過したときは、市長は、当該焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。</u></p> <p><u>4 前条第2項第3号又は第5号に該当して使用許可を受けた者のうち、一時安置室の使用を選択していた者が、第2項の使用期間が経過した後に死亡したときは、その者の焼骨は、合葬室に埋蔵するものとする。</u></p> <p><u>5 前2項の場合における焼骨の合葬室への埋蔵に当たっては、合葬室の使用料は徴収しない。</u> <u>(埋蔵のための措置)</u></p> <p><u>第25条 第23条第2項第3号又は第5号に該当して使用許可を受けた者は、死亡した後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を自ら講じなければならない。</u> <u>(使用の制限等)</u></p> <p><u>第26条 合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、当該使用許可に係る焼骨に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その他の焼骨を埋蔵することができる。</u> <u>(記名板の使用)</u></p> <p><u>第27条 使用許可に係る焼骨を埋蔵しようとする者は、埋蔵の際に、記名板の使用を申し込むことができる。</u> <u>(使用料)</u></p> <p><u>第28条 使用料は、次の区分により定める額とし、一時安置室及</u></p>	

改正後			改正前
<p><u>び合葬室にあつては使用許可の際に、記名板にあつては申込みの際に徴収する。</u></p>			
<u>種別</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>	
<u>一時安置室</u>	<u>一体につき</u>	<u>200,000円</u>	
<u>合葬室</u>	<u>一体につき</u>	<u>100,000円</u>	
<u>記名板</u>	<u>一単位(120mm×45mm)につき</u>	<u>30,000円</u>	
<p><u>2 第23条第2項ただし書の規定により、本市外に住所を有する者に使用を許可するときは、前項の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第29条 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>(使用料の返還)</u></p> <p><u>第30条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その一部を返還することができる。</u></p> <p><u>(焼骨の返還等)</u></p> <p><u>第31条 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。</u></p> <p><u>2 一時安置室に埋蔵されている焼骨にあつては、使用者から返還を求める旨の申出があつたときは、他の墓地等に改葬する場合に限り、返還するものとする。</u></p> <p><u>3 使用者は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなつたときは、その旨を市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>4 前2項の規定による申出又は届出があつたときは、合葬式墓地を使用する権利は、消滅する。</u></p> <p><u>(使用許可の取消し)</u></p>			

改正後	改正前
<p><u>第32条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>使用許可に付された条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用許可を取り消された者であつて、一時安置室に焼骨を埋蔵している者は、市長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。</u></p> <p><u>(焼骨の改葬)</u></p> <p><u>第33条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、合葬式墓地に埋蔵されている焼骨を改葬することができる。</p> <p>(1) <u>前条第2項の規定による焼骨の引取りがされないとき。</u></p> <p>(2) <u>合葬式墓地の管理上、特に必要があるとき。</u></p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p><u>第34条</u> 市長は、霊園の使用を許可した者に対し、使用許可書を交付する。<u>第13条</u>の規定による承継者への使用許可書の交付又は再交付については、1枚につき<u>300円</u>の手数料を徴収する。</p> <p>(過料)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p>	<p>(使用許可書の交付)</p> <p><u>第20条</u> 市長は、霊園の使用を許可した者に対し、使用許可書を交付する。<u>第11条</u>の規定による承継者への使用許可書の交付又は再交付については、1枚につき、<u>300円</u>の手数料を徴収する。</p> <p>(過料)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、改正前の芦屋市霊園使用条例第2条に規定する使用許可を受けている者は、この条例による改正後の芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第6条に規定する使用許可を受けた者とみなす。
(準備行為)
- 3 市長は、新条例に規定する合葬式墓地に係る芦屋市霊園使用者選考委員会への諮問及びその募集に関する手続については、この条例の施行の前においても行うことができる。
(芦屋市霊園香花売場使用条例の廃止)
- 4 芦屋市霊園香花売場使用条例（昭和32年芦屋市条例第8号）は、廃止する。

参 照 1

芦屋市霊園使用条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市霊園における合葬式墓地の建設等の施設整備に伴い，合葬式墓地の使用等に関し必要な規定を定めるとともに，関係規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 題名の改正

本条例の題名を「芦屋市霊園使用条例」から「芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例」に改める。

(2) 総則の整備

次のとおり，芦屋市霊園の名称と位置，用語の定義，施設に関する規定を追加する。

ア 名称及び位置（第2条関係）

名称	位置
芦屋市霊園	芦屋市朝日ヶ丘町608番，609番 芦屋市劔谷17番，30番

イ 定義（第3条関係）

次の(ア)及び(イ)に掲げる用語の意義は，それぞれに定めるところによる。

(ア) 一般墓地 墳墓（合葬式墓地を除く。）を設置するために区画された土地の1区画をいう。

(イ) 合葬式墓地 多数の焼骨を共同で埋蔵する墳墓として市が設置する施設をいう。

ウ 施設（第4条関係）

霊園に次の施設を設置する。

(ア) 一般墓地

(イ) 合葬式墓地

(3) 合葬式墓地の設置に伴う規定の追加

ア 合葬式墓地の施設（第22条関係）

合葬式墓地に、合葬室、一時安置室及び記名板を置く。

イ 使用許可等（第23条関係）

(ア) 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(イ) (ア)の規定による申請を行うことができる者は、次のaからeまでのいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

a 本市に住所を有する個人であって、埋蔵しようとする焼骨を所持している者

b 死亡時に本市に住所を有していた個人の焼骨を所持している者

c 本市に住所を有する個人であって、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者

d 一般墓地の使用者であって、一般墓地の返還と同時に、一般墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者

e 一般墓地の使用者であって、一般墓地の返還と同時に、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者

ウ 一時安置室の使用（第24条関係）

(ア) 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請の際に、一時安置室を使用するか否かを選択するものとする。

(イ) 一時安置室の使用期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間とする。

(ウ) (イ)の使用期間を経過したときは、市長は、当該焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。

(エ) イ(イ)c又はeに該当して使用許可を受けた者のうち、一時安置室の使用を選択していた者が、ウ(イ)の使用期間が経過した後に死亡したときは、その者の焼骨は、合葬室に埋蔵するものとする。

(オ) (ウ)、(エ)の場合における焼骨の合葬室への埋蔵に当たっては、合葬室の使用料は徴収しない。

エ 埋蔵のための措置（第25条関係）

イ(イ)c又はeに該当して使用許可を受けた者は、死亡した後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を自ら講じなければなら

ない。

オ 使用の制限等（第26条関係）

合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、当該使用許可に係る焼骨に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その他の焼骨を埋蔵することができる。

カ 記名板の使用（第27条関係）

使用許可に係る焼骨を埋蔵しようとする者は、埋蔵の際に、記名板の使用を申し込むことができる。

キ 使用料（第28条関係）

(ア) 使用料は、次の区分により定める額とし、一時安置室及び合葬室にあっては使用許可の際に、記名板にあっては申込みの際に徴収する。

種別	単位	金額
一時安置室	一体につき	200,000円
合葬室	一体につき	100,000円
記名板	一単位（120mm×45mm）につき	30,000円

(イ) イ(イ)ただし書の規定により、本市外に住所を有する者に使用を許可するときは、(ア)の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。

ク 使用料の減免（第29条関係）

市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

ケ 使用料の返還（第30条関係）

既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その一部を返還することができる。

コ 焼骨の返還等（第31条関係）

(ア) 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

(イ) 一時安置室に埋蔵されている焼骨にあっては、使用者から返還を求める旨の申出があったときは、他の墓地等に改葬する場合に限り、返還するものとする。

(ウ) 使用者は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(エ) (イ)及び(ウ)の規定による申出又は届出があったときは、合葬式墓地を使用する権利は、消滅する。

サ 使用許可の取消し（第32条関係）

(ア) 次のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

- a 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- b 使用許可に付された条件に違反したとき。
- c この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(イ) (ア)の規定により使用許可を取り消された者であつて、一時安置室に焼骨を埋蔵している者は、市長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。

シ 焼骨の改葬（第33条関係）

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、合葬式墓地に埋蔵されている焼骨を改葬することができる。

- (ア) サ(イ)の規定による焼骨の引取りがされないとき。
- (イ) 合葬式墓地の管理上、特に必要があるとき。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 令和3年7月1日
- (2) 経過措置

この条例の施行の日において、改正前の条例第2条に規定する使用許可を受けている者は、改正後の条例第6条に規定する使用許可を受けた者とみなす。

(3) 準備行為

市長は、改正後の条例に規定する合葬式墓地に係る芦屋市霊園使用者選考委員会への諮問及びその募集に関する手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(4) 芦屋市霊園香花売場使用条例の廃止

芦屋市霊園香花売場使用条例は、廃止する。

墓地，埋葬等に関する法律抜粋

第2条

(第1項から第4項まで省略)

- 5 この法律で「墓地」とは，墳墓を設けるために，墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては，市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

(第6項及び第7項省略)

合葬式墓地の概要

1 合葬式墓地の施設等

(1) 合葬室

焼骨を骨壺から出して布袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に埋蔵する部屋。
4, 500体分の焼骨を埋蔵することができる。

(2) 一時安置室

焼骨を骨壺のまま一定期間、個別に安置する部屋。800体分の焼骨を安置することができる。

(3) 記名板

埋蔵された方のお名前等を刻字したプレートを掲示する石板。掲示を希望する場合は、埋蔵の際に申し込む。

2 焼骨の埋蔵方法

(1) 直接合葬方式

一時安置室を経ずに合葬室に埋蔵する方法。埋蔵された焼骨は返還できない。

(2) 安置後合葬方式

一時安置室に10年間安置した後、合葬室に埋蔵する方法。

安置期間中の焼骨は、他の墓地等に改葬する場合に限り返還できる。ただし、合葬室に埋蔵された後の焼骨は返還できない。

3 合葬式墓地の申込みができる方

(1) 芦屋市在住者で、焼骨を所持している方

(2) 死亡時に芦屋市在住者であった方の焼骨を所持している方

(3) 芦屋市在住者で、自己の生前予約を行おうとする方

(4) 芦屋市霊園の使用者で、一般墓地を返還するとともに、そこに埋蔵されている焼骨を合葬式墓地に改葬しようとする方

(5) 芦屋市霊園の使用者で、一般墓地を返還するとともに、自己の生前予約を行おうとする方

※ 居住年数、年齢等の要件は、芦屋市霊園使用者選考委員会に諮り決定する。

4 使用料

- | | | |
|-------------|--------------------|----------|
| (1) 直接合葬方式 | 一体につき | 100,000円 |
| (2) 安置後合葬方式 | 一体につき | 200,000円 |
| (3) 記名板の使用 | 一単位(120mm×45mm)につき | 30,000円 |

5 スケジュール

- (1) 建設・開設準備 令和3年6月 竣工・検査・引き渡し 等
- (2) 募集準備 令和3年2月 芦屋市霊園使用者選考委員会
令和3年4月 市広報紙・HPにて周知
令和3年6月 合葬式墓地募集案内配布
- (3) 開設・申込受付開始 令和3年7月1日（予定）

年度 月	令和2年度												令和3年度											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
合葬式墓地	(1) 建設・開設準備												(3) 開設・申込受付開始											
	(2) 募集準備																							

○合葬式墓地 イメージ図（前方から）



○合葬式墓地 イメージ図（後方から）



○プレート 刻字イメージ

